

全国厚生労働関係部局長会議資料

令和2年1月17日(金)

社会・援護局

目 次

I	社会関係	頁
1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について……………	4
2	ひきこもり支援について(就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえた施策の推進)……	8
3	生活困窮者自立支援制度の推進について……………	12
4	生活保護制度について……………	14
5	社会福祉法人制度改革について……………	18
6	福祉・介護人材確保対策等について……………	20
7	自殺対策の推進について……………	22
8	成年後見制度の利用促進について……………	25
9	社会福祉施設等の防災・減災対策等について……………	27

Ⅱ 援護関係

頁

1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始について……………	30
2 遺骨収集等慰霊事業について……………	31
3 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について……………	33
4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について……………	34
5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について……………	35
(参考)援護関係の予算について……………	39

I 社会関係

1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

(1) 現状・課題

○ 「地域共生社会推進検討会」(※)最終とりまとめの公表(令和元年12月26日)

※ 正式名称：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

- いわゆる8050世帯や介護と育児のダブルケアなど、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対して、市町村が包括的な支援を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に進める新たな事業を創設すべき。

(2) 令和2年度の実施

○ 上記検討会の最終とりまとめを踏まえ、必要な制度改正を検討

- 社会福祉法等の改正法案を本年の通常国会に提出に向けて検討中。

○ 地域共生社会の実現に向けたモデル事業の拡充

- 新事業への円滑な移行のため、令和2年度は新事業により近い形でモデル事業を実施予定。
- ・ 今年度まで実施してきた地域力強化推進事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業の内容に、新たに「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の内容を追加する。

(3) 依頼・連絡事項

○ モデル事業への積極的な取組

- ・ 令和2年度予算案では、モデル事業の実施箇所数を令和元年度の200自治体から250自治体に増やすこととしており、未実施の自治体においては、積極的に事業に取り組んでいただくことをお願いする。
- ・ 既にモデル事業に取り組んでいる自治体においては、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」等の内容も合わせて実施いただくことをお願いする。

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

実施主体：市町村(200→250か所)
補助率：3/4

断らない相談(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

(1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

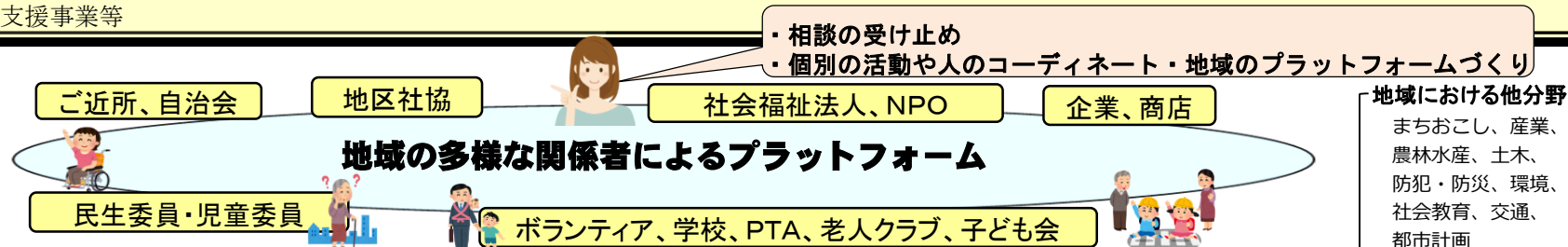
◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

▶地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げの事業(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・ 包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討

2 ひきこもり支援について(就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえた施策の推進)

(1) 現状・課題

- 平成31年3月の内閣府調査によれば、40歳～64歳のひきこもり状態にある者は61.3万人と推計。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)(令和元年6月21日閣議決定)において、「就職氷河期世代支援プログラム」(以下、支援プログラム)を定め、また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」(令和元年12月23日)(以下、行動計画)が決定され、その中で、「個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援」に、ひきこもり支援施策が位置づけられている。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされており、昨年8月、自治体に対して、これまで各自治体で実施されたひきこもり状態にある方の実態等に係る調査状況を周知するとともに、支援対象者の実態やニーズの把握の積極的な検討をお願いした。また、行動計画では、都道府県及び市町村において、労働、福祉、経済等の各分野における組織体が一体となったプラットフォームを構築して施策を進めていくこととしており、令和元年度から先行的にモデル実施している愛知県、大阪府、福岡県、熊本県に加えて、令和2年度中に、全都道府県において取組を開始することを目指すとしている。

(2) 令和2年度取組

- 令和2年度においては、支援プログラム等を踏まえ、適切な支援ができる相談支援体制の構築や、中高年の者に適した支援の充実等を掲げ、以下のとおり、メニューの創設や拡充を行う。
 - ・ 自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員(仮称)の配置(令和元年度予算における前倒し実施を予定)
 - ・ ひきこもり地域支援センターに医療、法律等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、市町村支援等を実施
 - ・ 中高年の者も参加しやすくなるような居場所づくりの推進 など

(3) 依頼・連絡事項

<ひきこもり状態にある方のニーズ把握等の実態把握及びひきこもり相談窓口の周知広報について>

- ひきこもり状態にある方のニーズ等を明らかにするための実態把握が未実施の自治体においては、調査の実施をお願いする。
- ひきこもり状態にある方やその家族に、支援に関する情報を確実に届けられるよう、相談窓口を明確化した上で、窓口に関する周知広報をお願いする。
- これらの調査や広報に係る費用への財政支援を令和元年度補正予算案に盛り込んでおり、定額補助としているので、積極的な活用をお願いする。

<都道府県プラットフォーム及び市町村プラットフォームの構築について>

- 都道府県の福祉部局におかれては、労働局や都道府県の労働部局と十分連携の上、都道府県プラットフォーム構築に向けた取組に積極的に参画いただくとともに、市町村プラットフォームの構築促進のため、管内の市町村へご支援をお願いする。
- 市町村におかれては、支援関係機関等を構成員としたプラットフォームを構築することを通じて、関係者や当事者のニーズを踏まえた支援を実施いただくよう、お願いする。
- 令和2年度予算案においては、市町村プラットフォームの構築に必要な予算も含め、ひきこもり支援施策、生活困窮者自立支援施策を拡充しているので、これらの積極的な活用をお願いする。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和2年度予算案、令和元年度補正予算案 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案において、以下の事業を盛り込んでいる。

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化 0.1億円

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 31.7億円

自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員(仮称)を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援等を実施。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進 5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援機能強化事業 3.3億円+1.0億円

ひきこもり等就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する。また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実 11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

①中高年の者が参加しやすいような居場所づくり ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保 ③家族に対する相談や講習会等の開催 等

地域共生社会の実現 487.1億円の内数

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。(200→250自治体)

◆ 生活福祉資金の新しい貸付メニューの創設により、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。(補正予算案12.4億円)

◆ ひきこもり支援施策の検討の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。(補正予算案4.5億円)

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（R1：全905自治体）

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。

★アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（R1：496自治体）※国庫補助協議ベース

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。

★就労準備支援等の実施体制の整備促進

★就労支援の機能強化

ひきこもりに特化した事業

ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- ★中高年が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- ★調査研究や広報の実施



県域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

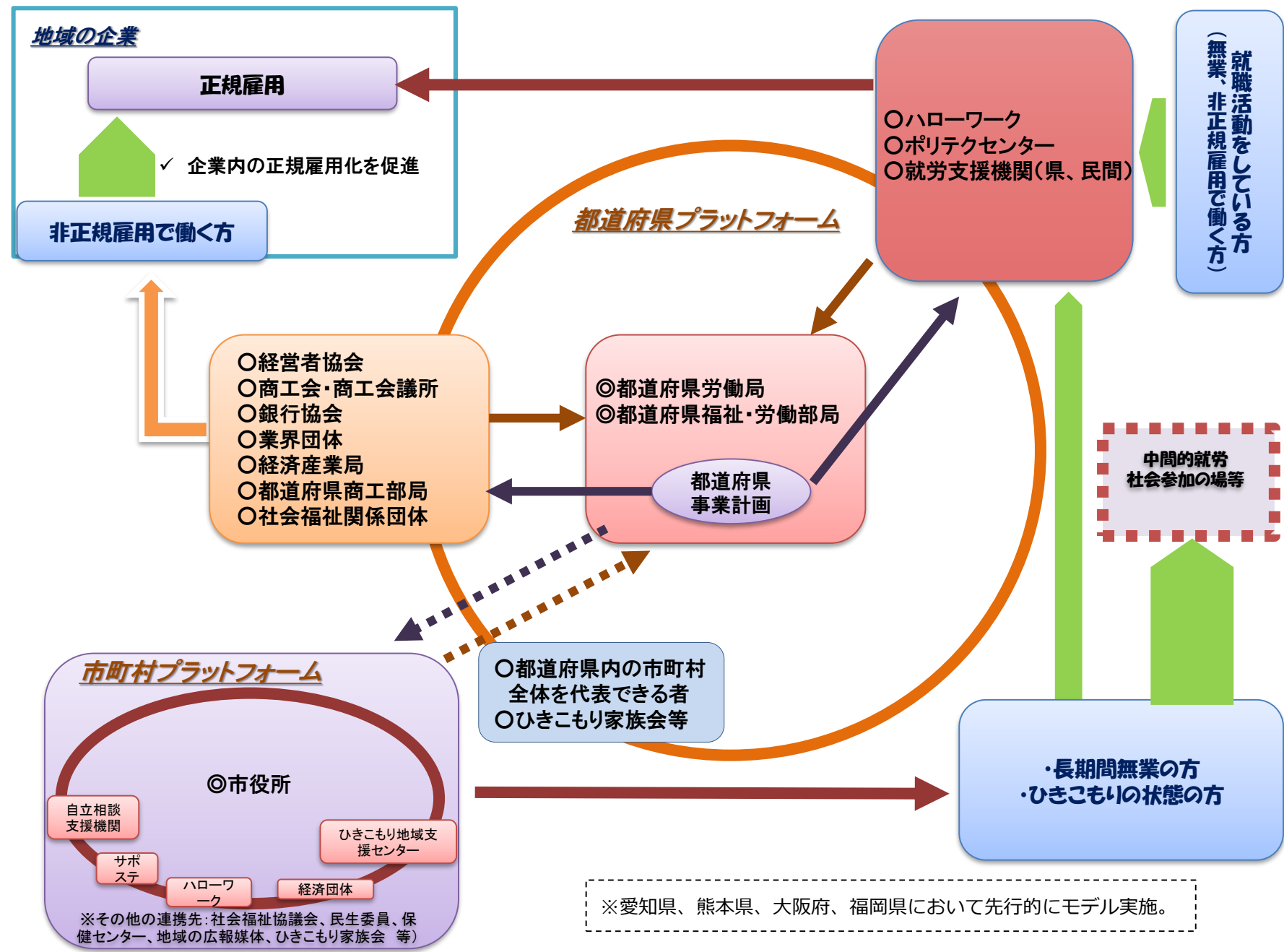
ひきこもり地域支援センター（R1：67自治体）

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- ★法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポート）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



3 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度では、平成30年に法改正を行い、任意事業である就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施の努力義務化等を通じた、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進等を進めている。
- さらに、令和元年度～3年度の3年間を集中実施期間として、就労準備支援事業等の全国100%実施を目指すこととしている。
- また、政府において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定されるなど、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方等を対象とした、一人ひとりの状況をきめ細かく対応するための体制強化と支援の充実が求められている。

(2) 令和2年度の取組

- 小規模の自治体では、特に就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施率が低いことから、市同士の連携や都道府県の関与による就労準備支援事業等の広域実施の積極的な導入など、両事業の実施率の引き上げに向けた支援に取り組む。
- 社会参加に向けた丁寧な支援を実現するため、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化や、都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等の取組を進める。
- これらの取組を着実に進めるため、令和2年度予算案に所要の額を計上するなど、新たな国庫補助事業を創設し、自治体の取組に対する財政支援を実施。
- また、引き続き、都道府県による管内市町村に対する支援や、国による伴走型の支援を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県においては、管内の就労準備支援事業等が未実施である市等において、広域実施の推進等を通じ、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施が促進されるよう、積極的な支援とともに、引き続き生活困窮者支援の着実な推進をお願いする。
- 市等においては、国庫補助事業を活用しつつ、就労準備支援事業等の広域実施の必要性について検討を行うとともに、アウトリーチ等のよりきめ細やかな支援を実施するため、自立相談支援事業の体制強化等を進めていただきたい。

生活困窮者自立支援制度の推進(令和2年度予算案)

- 平成31年4月に全面施行された生活困窮者自立支援法の着実な実施が必要。
- 生活困窮者自立支援の支援対象者においては、施行後5年目を迎える中で、ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況をきめ細かく対応する包括的支援体制を強化していく必要。
- このため、令和2年度予算案において、就労準備支援事業等の実施体制の整備促進や事業内容の強化など、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

課題

○ 改正生活困窮者自立支援法に基づく機能強化等

- ー 改正法による就労準備支援・家計改善支援事業の努力義務化を踏まえた、任意事業の全国の実施の促進
- ー ひきこもりの方などより丁寧な支援が必要な方に対する個別事業の強化 等

令和2年度予算案 487.1億円
(令和元年度予算額 438.2億円)

(参考) 令和元年度補正予算案
技能修得期間における
生活福祉資金貸付の推進 12.4億円

対応

① 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

- 都道府県が関与した広域実施や市同士の連携による広域実施の促進を図るための事業(モデル事業)の創設【5.8億円】

② 自立相談支援や就労支援の機能強化等(事業内容の強化)

- ア. アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化【31.7億円】
- イ. 就労支援の機能強化
 - ・ 広域での就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進(都道府県事業)【3.3億円】
 - ・ 就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正を予定))
 - ・ 農業分野等との連携強化事業(就労体験や訓練の場の情報収集・マッチング)の創設(国事業)【1.0億円】
- ウ. 子どもの学習・生活支援事業の推進
 - ・ 学習支援会場の設置促進【5.0億円】

※ 上記の他、地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化を行う。
また、令和元年度補正予算において、働きながら国家資格の取得等のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

4 生活保護制度について

(1) 現状・課題

- 生活保護受給者数は約207万人。生活保護受給世帯は約164万世帯。良好な雇用状況等を背景に減少傾向。高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いているが、高齢者世帯は増加傾向。高齢者世帯が55%を占めている。生活保護費負担金(事業費ベース)は、3.8兆円(令和元年度当初予算。実績額の約半分は医療扶助)。
- 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、生活保護法を改正(平成30年6月8日公布)し、順次施行。
【改正内容】 「進学準備給付金」の創設(公布日施行)、後発医薬品の使用原則化(平成30年10月施行)、無料低額宿泊所の規制の強化・「日常生活支援住居施設」の創設(令和2年4月施行)、「被保護者健康管理支援事業」の創設(令和3年1月施行)等

(2) 令和2年度の取組

- 無料低額宿泊所の規制強化等について各自治体の条例が施行されるとともに、日常生活支援住居施設の認定事務を進めた上で、当該施設への日常生活支援の委託を開始する。
- 「被保護者健康管理支援事業」を令和3年1月から実施することとしており、施行に向け、試行事業の実施などの準備を進めていく。
- 更なる就労支援の推進、医療扶助の適正化などに取り組む。

(3) 依頼・連絡事項

- 無料低額宿泊所の最低基準について、各自治体において制定する条例が円滑に施行されるよう、管内事業者への周知や届出の勧奨に努められたい。また、日常生活上の支援が必要な生活保護受給者に対しては、適切な住居の確保及び必要な支援が提供されるよう、日常生活支援住居施設の認定や委託事務の開始に向けて必要な準備を行われたい。
- 被保護者健康管理支援事業については令和3年1月から必須事業として施行されるので、全ての福祉事務所で確実に実施されるよう、管内自治体に対する指導をお願いしたい。
- 頻回受診対策等、更なる医療扶助の適正化に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

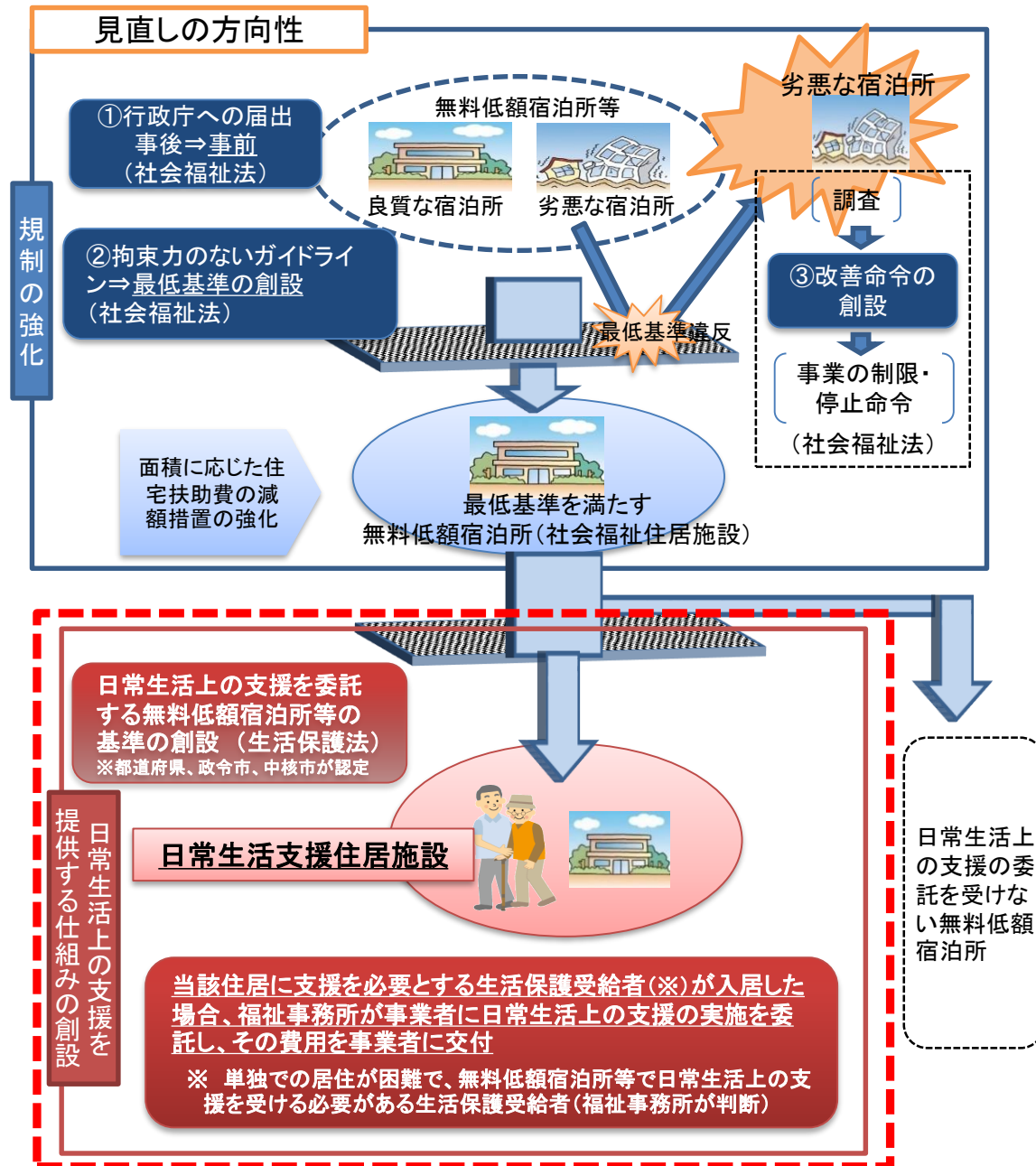
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布済>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆ 福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費(案)

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、令和2年10月からの委託開始を基本とする



生活保護受給者の健康管理支援の推進

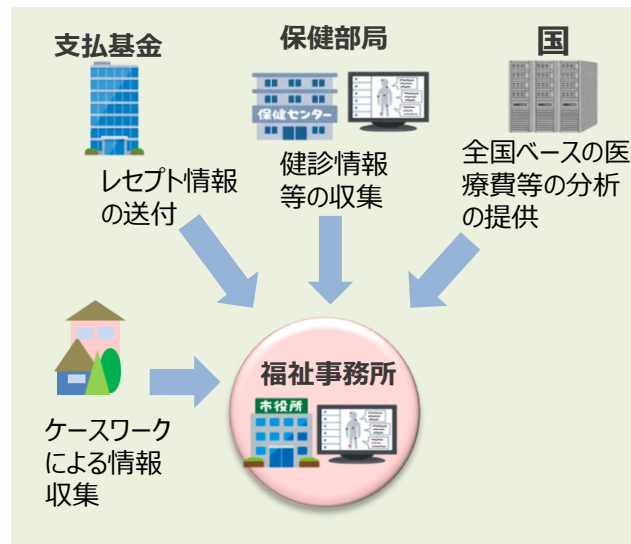
～健康管理支援事業の実施～

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **「健康管理支援事業」を令和3（2021）年1月から必須事業として全福祉事務所で実施**することとしており、施行に向け、**試行事業の実施などの準備を進めていくとともに、法施行後全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

生活保護関係の令和2年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

生活保護費負担金

令和2年度予算(案) 2兆8,219億円（対前年度当初予算額 ▲ 289億円）

内訳	生活扶助等	1兆2,943億円（対前年度当初予算額 ▲ 471億円）	
	医療扶助	1兆4,504億円（対前年度当初予算額 177億円）	
	介護扶助	771億円（対前年度当初予算額 5億円）	

令和2年度生活保護関係負担金・補助金等の新規事業

- ①日常生活支援住居施設の創設(委託事務費) 13.4億円
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。
- ②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施 9.8億円
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を負担する。
- ③居宅生活移行総合支援事業の実施 6.0億円
一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。
- ④生活保護受給者の健康状態、医療費の調査・分析経費 0.1億円
被保護者健康管理支援事業の施行に当たって、厚生労働省において、医療費等レセプトと健診等データを用いた生活保護受給者の健康状態や医療費の調査・分析を行い、福祉事務所における被保護者健康管理支援事業の効率的・効果的な実施の促進を図る。

(参考) 令和元年度補正予算案 生活保護関係補助金

- 日常生活支援住居施設の創設に伴う生活保護業務関係システムの改修 4.7億円
生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、令和2年4月の改正生活保護法の施行により、日常生活支援住居施設を創設することに伴い、委託事務費の計算等に係る機能追加を行う上で必要となる自治体の「生活保護事務処理システム」を改修費用の補助等を行う。

5 社会福祉法人制度改革について

(1) 現状・課題

- 平成28年の社会福祉法の改正(※)もあり、社会福祉法人の公益性・非営利を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められている。
((※)「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年3月31日公布・平成29年4月1日施行))
- 本制度改革からまもなく4年が経過する中、制度の定着を図るとともに、改正法の附則(検討規定)を踏まえ、施行の状況等を把握する必要がある。

(2) 令和2年度の実施

- 改正法の附則(検討規定)を踏まえた、平成28年改正事項全般の施行状況等の把握と、その結果を受けた検討。
- 昨年12月13日に取りまとめた「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告書を踏まえ、「社会福祉連携推進法人(仮称)」の創設等を検討。

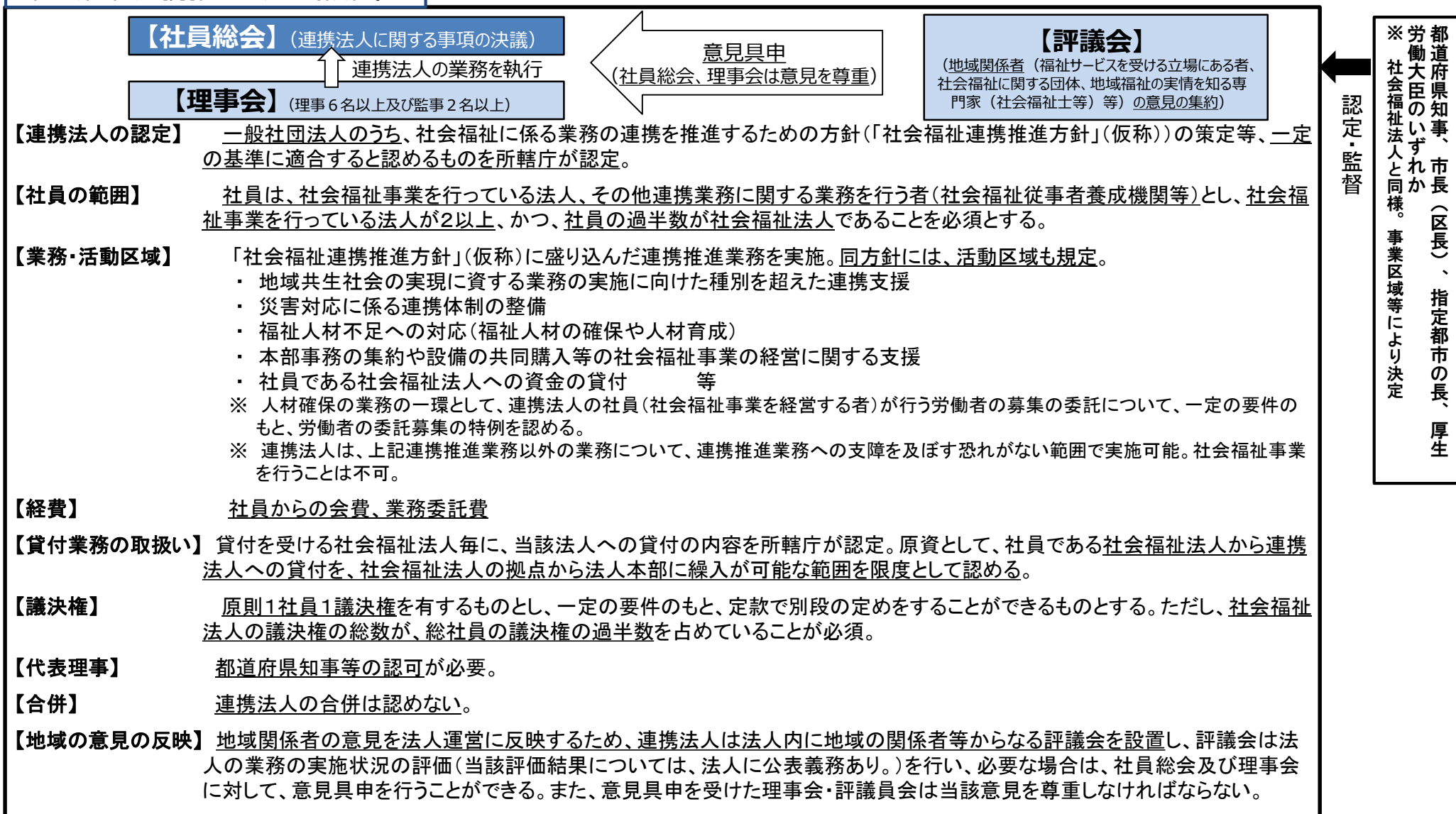
(3) 依頼・連絡事項

- 「評議員の経過措置期間の満了に向けた支援」、「電子開示システムを通じた計算書類等の公表」、「地域における公益的な取組の更なる推進」など、平成28年社会福祉法改正を踏まえた、社会福祉法人制度改革に基づく社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。
- 本制度改革の施行の状況等を把握するため、各種調査をお願いしているところであり、円滑な実施と期限までの提出をお願いしたい。

社会福祉連携推進法人(仮称)の創設(案)

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかなかった社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人(仮称)」を創設する。

社会福祉連携推進法人（仮称）



6 福祉・介護人材の確保対策等について

(1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。一昨年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016（平成28）年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人（合計で約216万人）、2025年度末までに約55万人（合計で約245万人）、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、依然として高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和2年度の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和2年度予算案においては、
 - ・ 若者層・アクティブシニア層などに向けた介護のしごと魅力発信等事業の実施などによる、多様な人材の参入促進、
 - ・ 介護職チームケア実践力向上推進事業の実施などによる、働きやすい環境の確保、
 - ・ 新たな在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

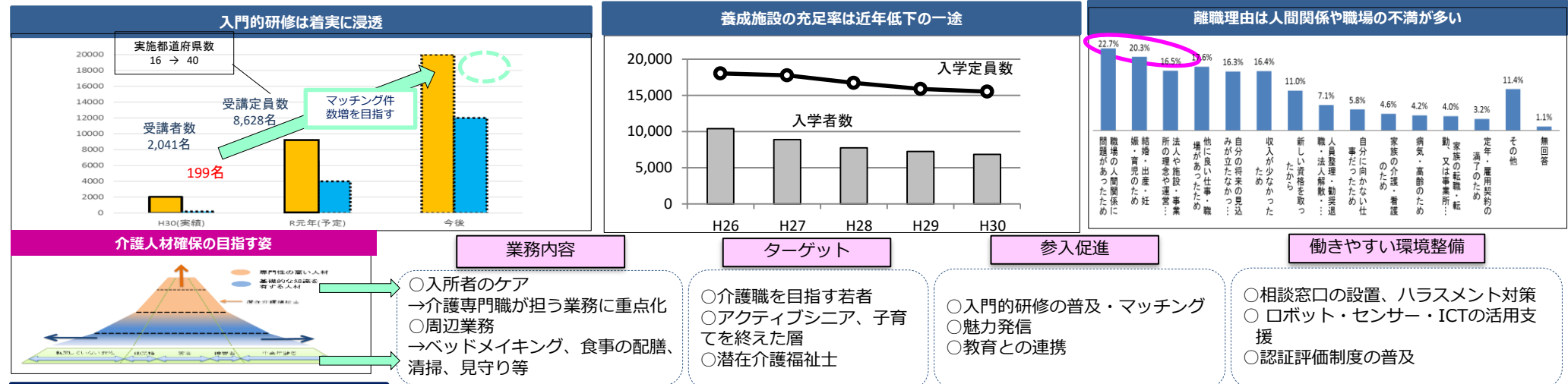
(3) 依頼・連絡事項

- 令和2年度予算案に掲げる取組、特に介護職チームケア実践力向上推進事業（新規）や、地域医療介護総合確保基金に基づく外国人材のマッチング支援事業について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。

令和2年度予算（案）における介護人材確保対策（社会局・老健局）

令和2年度においては、介護現場革新会議基本方針等を踏まえ、**高齢者のマッチング（主に介護助手の担い手）と若者への多様なアプローチ（介護業務の中心的担い手）**を重点に、**処遇改善、ICT活用等の環境整備**を進め、**社会局・老健局が一体**となって**介護現場の生産性向上に資する人材確保**に総合的に取り組む。

- 平成31年3月にとりまとめられた「介護現場革新会議」基本方針では、①**介護現場における業務の洗い出し、仕分け**、②**元気高齢者の活躍**、③**ロボット・センサー・ICTの活用**、④**介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進**を進めることとしている。
- 「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」（令和元年5月29日）においては、上記の取組に加え、**介護助手等としてシニア層を活かす**こととしている。



対策Ⅰ 多様な人材の参加促進

介護職を目指す若者・学生の増加

- 若手介護職員が、出身校等の学生に対して、介護の仕事に関する魅力の発信を支援する**若手介護職員交流推進事業の創設**（社・基金）
- 介護人材確保のための**ボランティアポイント制度の創設**（老・基金）
- 小中高生への、介護の仕事魅力発信や職場体験等の一層の取組を実施するため、**介護のしごと魅力発信等事業（若者層向け）の推進**（社）

アクティブ・シニア、子育てを終えた層の活躍推進

- 介護人材確保のための**ボランティアポイント制度の創設**（再掲・老・基金）
- 元気高齢者等参加促進セミナーの創設**（社・基金）による介護助手等としての活躍推進、**介護のしごと魅力発信等事業（アクティブシニア層向け）の推進**（社）
- 身近な事業所に就業できるよう**福祉人材センターのマッチング機能の強化**（社）

対策Ⅱ 働きやすい環境の整備

- 職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした**介護職員に対する悩み相談窓口設置事業（ハラスメントへの相談も対応）**（社・基金）、事業所を超えた**若手介護職員交流推進事業の創設**（再掲・社・基金）、**介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の拡充**（老）
- 実態調査、各種研修、ヘルパー補助者同行事業等の支援策を盛り込んだ**介護事業所におけるハラスメント対策推進事業の創設**（老・基金）
- 生産性向上ガイドラインの普及等を行うファシリテーターの養成等を盛り込んだ**生産性向上推進事業の拡充**（老）、同事業と連携した**介護職チームケア実践力向上推進事業**の実施（社）
- 居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の**ICT化、情報連携の推進**（老）、**ICT、介護ロボット導入支援事業の拡充**（老・基金）

7 自殺対策の推進

(1) 現状・課題

- 自殺者数は、9年連続で減少しているものの、依然として年間20,840人(平成30年)という深刻な状況。
- 平成29年7月25日に閣議決定した「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。国レベルでのPDCAサイクルの推進のため、平成31年3月に自殺総合対策の推進状況の効果検証と評価等のための有識者会議を立ち上げ。
- 改正自殺対策基本法(平成28年3月)により、都道府県及び市町村に対し自殺対策計画の策定が義務化。平成30年度中の策定又は見直しが困難な都道府県・市町村においては、遅くとも令和元年度までに策定又は見直しが必要。
- 「座間市における事件の再発防止策について(平成29年12月19日)」に基づき、平成30年3月からSNS相談事業を実施(2019年度は8団体で実施(うち4団体は共同して実施))。インターネットやSNS上の取組だけにとどまらず、悩みを気軽に話することができる若者の居場所づくり支援が課題。
- 令和元年6月、議員立法による「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が成立(施行は令和元年9月12日)。本年度中に厚生労働大臣が自殺対策の調査研究等法人を指定。

(2) 令和2年度の取組

- 現在の自殺総合対策推進センター(JSSC)に代わり、令和2年度からは厚生労働大臣が指定する調査研究等法人が自殺対策の中核として機能し、自殺に関する調査研究や地域の自殺対策への取組支援等を実施(現在、厚生労働省のHPで公募中)。
- 自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するための、地域のネットワークによる包括的な支援を地域自殺対策強化交付金のモデル事業として実施。
- 加えて、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につながるための体制の構築を引き続きモデル事業として実施。
- 各自治体における地域自殺対策計画に基づく自殺対策への取り組みを交付金により支援。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和2年度は、居場所を含めた地域の適切な社会資源につながるための体制構築のほか、自殺リスクの高い者(自殺未遂者、自殺念慮者)に対する支援対策のモデル事業を新たに実施する予定なので、積極的な活用をお願いしたい。
- 地域自殺対策強化交付金の交付に当たり、自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。また、交付金の事業内容について、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 自殺対策費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の実施が可能となるよう、令和2年度から可能な限り早期に交付決定を行う。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）（議員立法）（令和元年6月6日成立、6月12日公布）

目 的

- 自殺対策基本法の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

内 容

（１）指定調査研究等法人の指定（第４条～第16条）

- 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、調査研究等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

※業務内容

- ①調査研究及び検証、その成果の提供、その成果の活用の促進
- ②調査研究及び検証に対する助成
- ③先進的な取組等の情報の収集、整理及び提供
- ④地方公共団体に対する助言その他の援助
- ⑤地方公共団体の職員等に対する研修 等

- 国は、予算の範囲内で、指定調査研究等法人に対し、交付金を交付することができる。
- 指定調査研究等法人の役職員等の守秘義務、指定調査研究等法人に対する国の監督等を規定。

（２）その他

- 調査研究及びその成果の活用等の基本方針（第２条）
地域の実情を反映した実践的・効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること、調査研究の水準の向上や国際連携の確保・国際協力の推進に努めること等の基本方針に基づき行う。
- 調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備（第３条）
国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人その他の関係者との連携協力体制の整備等の措置を講ずる。

施行期日

- 公布の日から起算して３月を経過した日（令和元年９月12日）

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を平成38年までに
平成27年比で30%以上減少

令和2年度予算案 33億円（令和元年度31億円）

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	26億円	（26億円）
指定調査研究等法人事業費	4.4億円	（1.8億円）
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円	（2.1億円）
その他（本省費）	1億円	（1.2億円）

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 自殺リスクの高い者（自殺未遂者、自殺念慮者）に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。



[◆実施主体：地方公共団体（モデル事業） ◆交付率：10/10]

- 若者のコミュニケーションツールとして有効なSNSによる相談事業を実施。

[◆公募により実施 ◆交付率10/10]

2. 新法にかかる予算要求

○指定調査研究等法人機能の確保

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

（1）地域連携の強化

- ・地域の自殺対策への取組支援（ブロック担当制、巡回支援）

（2）政策形成への貢献、支援技術の開発、向上

- ・国の政策や地域の実践の活用に資する調査研究

（3）国際連携の推進

- ・自殺対策の先進国として国際連携等の推進

（4）管理機能の強化

- ・自殺対策の中核としての機能の確保等



8 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、平成29年3月に同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定。
- 昨年5月に基本計画に係るKPIとして、中核機関の整備や市町村計画を策定などの令和3年度末までの目標を設定し、認知症施策推進大綱に盛り込まれたところ。
 - ＜基本計画に係るKPI(令和3年度末の目標)＞
 - ・ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村
 - ・ 市町村計画を策定した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村 等
- なお、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画の中間検証を行っているところであり、本年3月に中間検証結果をとりまとめ予定。

(2) 令和2年度の取組

- 中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、令和2年度予算案において、
 - ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
 - ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を設けたところであり、KPIの達成に向けて更に取組を推進していく。
- また、来年度から新たに、国において、後見人等への意思決定支援研修の実施や任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図るための事業を民間団体に委託して実施予定。

(3) 依頼・連絡事項

- 都道府県におかれては、KPIの達成に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と連携の下、管内市区町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から管内市区町村の体制整備についての主導的な役割をお願いします。
- 市区町村におかれては、KPIを踏まえて中核機関の整備や市町村計画の策定に向けた積極的な取組をお願いします。

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5. 7億円(3. 5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新・ 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0. 5億円(委託費)

- 新 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1. 9億円(委託費)

- 新 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

(1) 現状・課題

<災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）について>

- 災害福祉支援ネットワークの構築は34都府県、災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置は22府県に留まっている。

<社会福祉施設等の被災状況の把握について>

- 大規模災害が多発する中、社会福祉施設等の被災状況をより迅速に把握することが強く求められている。そのために平時における準備を十分に行う必要がある。

(2) 令和2年度の取組

- 「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の活用等を通じて、全ての都道府県において、災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置を目指す。
- 大規模災害の発生に備え、平時の段階から社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握できる体制の構築を推進する。

(3) 依頼・連絡事項

<災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DWAT）について>

- 全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築やDWATの設置に向け、未構築等の都道府県におかれては、令和2年度中の取組をお願いしたい。なお、令和2年度予算案で拡充した「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」の積極的な活用も併せてお願いする。

<社会福祉施設等の被災状況の把握について>

- 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握・報告は可及的速やかに行われるよう、体制も含めて再点検願いたい。
- 被災状況の把握に当たっては、停電等により連絡手段が途絶される場合に備え、携帯電話の把握、職員巡回による確認など、情報伝達の方法を施設側等とあらかじめ整理いただきたい。（施設リストの更新を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末））
- 令和元年度補正予算案において、災害時の社会福祉施設等の被災情報等を迅速に把握・共有するシステムを構築する予算を計上し、システムを構築する予定である。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中である。

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T 設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは、34都府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは、22府県

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	年度内構築予定 (胆振東部地震時活動あり)		石川県	年度内構築予定		岡山県	○	○
青森県	○	○	福井県	検討中		広島県	検討中	
岩手県	○	○	山梨県	検討中		山口県	○	
宮城県	○	○	長野県	○	○	徳島県	○	
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	年度内構築予定	
山形県	○	○	静岡県	○	○	愛媛県	○	○
福島県	○	○	愛知県	○	○	高知県	検討中	
茨城県	年度内構築予定		三重県	○		福岡県	○	
栃木県	○	○	滋賀県	○		佐賀県	検討中	
群馬県	○	○	京都府	○	○	長崎県	○	○
埼玉県	○	○	大阪府	○		熊本県	○	○
千葉県	年度内構築予定		兵庫県	○		大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○		宮崎県	検討中	
神奈川県	○		和歌山県	検討中		鹿児島県	年度内構築予定	
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	
富山県	○		島根県	○	○			

2019年10月18日現在 厚生労働省調べ

Ⅱ 援 護 関 係

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた甥、姪等)に対して、特別弔慰金を支給。
- 戦後70周年に当たる平成27年には、弔慰の意を表す機会を増やすため、従来10年償還の国債で支給していたところ、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとした。

令和2年4月1日を基準日とする請求の受付

- 次回の特別弔慰金は、令和2年4月1日から受付開始。
- 具体的な事務処理方法等は、令和元年12月に実施した都道府県向け施行事務説明会においてお示したところ。
- 請求書類については、本年2月中の送付を予定しているので、各都道府県におかれても、受付開始に向けた準備を進めていただきたい。

請求手続の簡素化及び制度の周知について

- 次回の特別弔慰金については、請求者(遺族)の高齢化に鑑み、「特別弔慰金請求同意書」及び「請求同意書を提出することができない旨の申立書」の廃止等、請求手続の簡素化を行ったところ。
- 請求同意書等の廃止も含め、制度を広く周知するためのポスター及びリーフレットを本年3月中に送付する予定としているので、各都道府県におかれても、積極的に活用するとともに、広報誌に掲載する等の制度周知に努めていただきたい。

2. 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された事例について

- 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されながら、適切な対応が行われてこなかったことについては、真摯に反省するとともに、遺骨鑑定の体制強化をはじめ、遺骨収集の方法等について抜本的な改善を図ることとしている。

(2) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)により、平成28年度から令和6年度までの9年間で戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査を要する埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に実施することとしている。

さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」が決定した「戦没者遺骨収集推進戦略」により、可能な限りの取組を実施することとしている。

- なお、遺骨収集の実施に当たっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

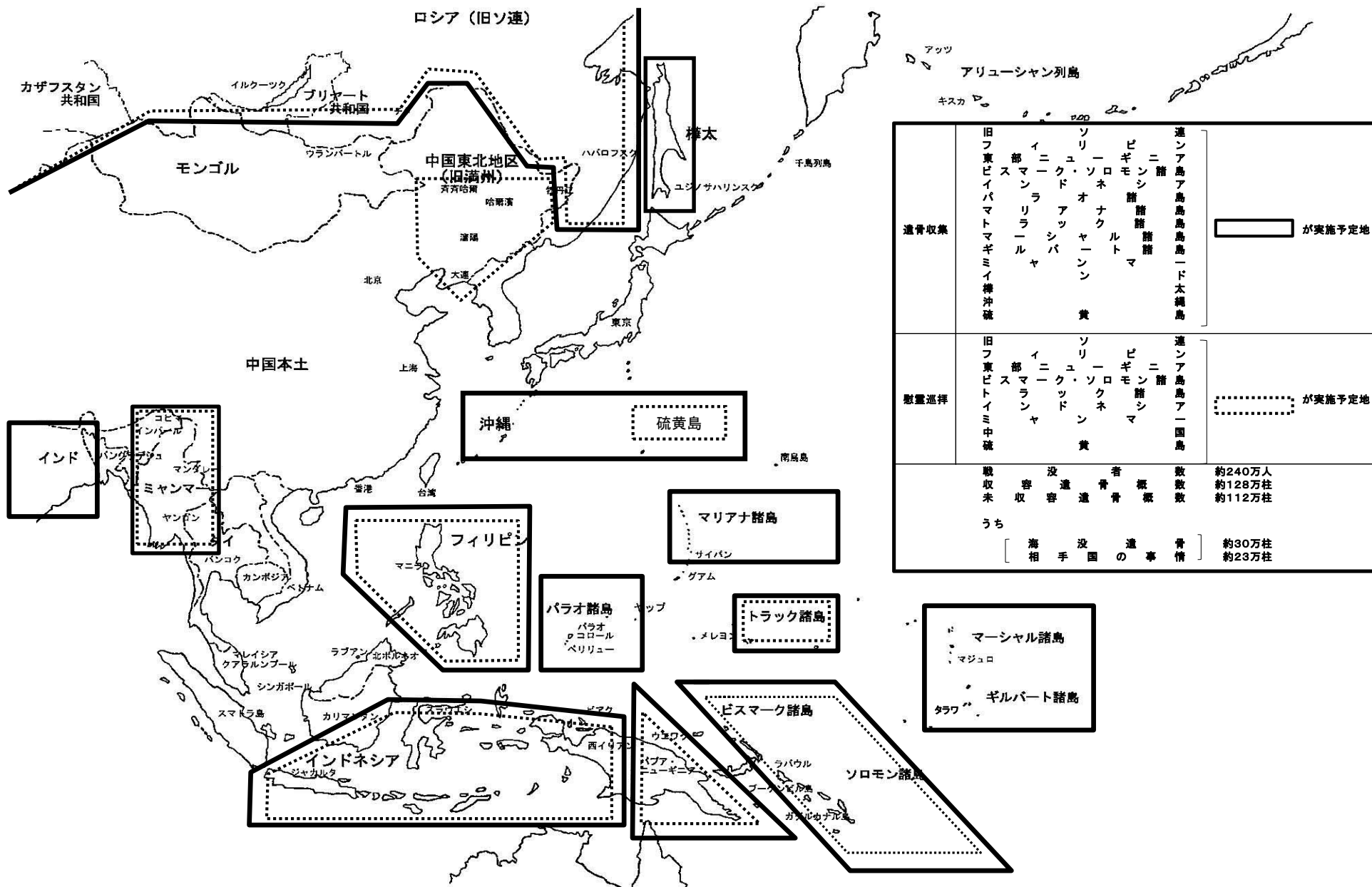
(3) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。

令和2年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地域概見図



3. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ これまで関係遺族約14,800人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約3,900人から申請、鑑定の結果1,161柱の遺骨の身元を特定。(令和元年11月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で収容された戦没者の遺骨について、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定を呼びかける試行的取組を実施。
 - 今年度からは、試行的取組を拡充し、沖縄県が未焼骨で保管している御遺骨や県内の慰霊塔内にあるとされる御遺骨について、DNA鑑定の対象となるものを選別及び調査。
 - ➡ これまでに関係遺族約460人から申請、鑑定の結果、身元の特定には至らず(令和元年11月末現在)
- 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間報告とりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁(※)においても、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者のDNA鑑定を、来年度公募により試行的に実施。他の地域については、これらの実施結果を踏まえ、今後、検討を行う。
 - ※戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨(検体)数の割合が多い地域
- 令和元年8月からDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯、四肢骨に加え頭蓋骨(側頭骨)の錐体部も検体の対象。

連絡事項

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。
- 平成29年度から開始した更なる試行的取組に関する申請について、鑑定結果が判明した遺族に結果を通知。

依頼事項

- 戦没者のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際はご協力をお願いしたい。また、硫黄島及びタラワ環礁については来年度の公募に備え、年度内から広報等を通じ遺族へ呼びかけすることを予定しており、改めて依頼するので協力をお願いしたい。
- 遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

4. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査

現 状

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定したところ。(※令和元年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一日も早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。
- 個人が特定されたものの、御遺族の所在が不明のため関係御遺族へのお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省HPに公表していますので、当該名簿の周知についても御協力をお願いします。

5. 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

概 要

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、今年度よりセンター遠隔地域にサブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等のセンターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、センターを案内していただくようお願いする。(※後段資料を参照)

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、利用の際に不便が生じないよう関係機関と連携を図り、自立支援通訳の人材確保に努めていただきたい。

また、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」や「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理局と連携を図り、優先的に住替えを行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和2年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

③次世代継承事業

ア 普及啓発事業

地域の方々から中国残留邦人等に対する支援に協力を得られるよう、中国残留邦人等地域生活支援事業（地域住民に対する広報活動事業）を積極的に活用し、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を深める催し等を開催いただきたい。

また、各センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

イ 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開（YouTube内のMHLWchannelで公開中。“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。）するとともに、各センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい。

ウ 「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施している。

令和元年度に1期生の研修が修了し、「戦後世代の語り部」として講話活動の実施が可能であるので、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に広くご活用いただきたい（「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は国が負担する。派遣にあたっては、首都圏センターまで連絡をお願いする。）。

④中国残留邦人等二世の就労支援

中国残留邦人等の二世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業（就労相談員の設置、就労に資する日本語教室の設置等）の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

概 要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齢基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

(3) 支援給付等施行事務監査

概 要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、令和2年度も実施を予定している。
- 令和2年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。



中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7ヶ所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

1 中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。

- 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)

2 中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。

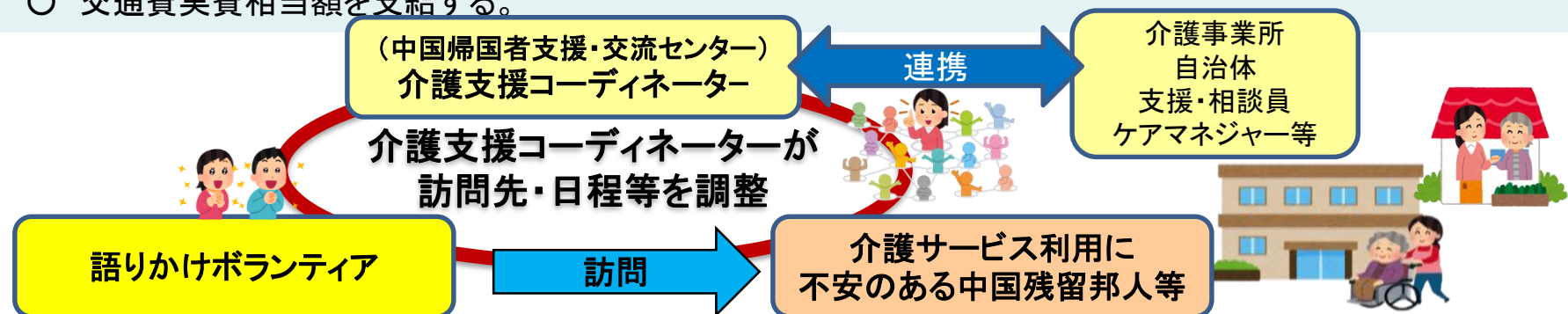
- 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。

3 介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。

- 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)

4 語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。

- 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
- 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
- 交通費実費相当額を支給する。

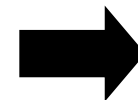


(参考)令和2年度 援護関係予算案の概要

令和元年度予算

令和2年度予算案

221億22百万円



217億00百万円

1 援護年金	72億51百万円	→	60億20百万円
2 戦没者等の遺族に対する 特別弔慰金の支給	5億37百万円	→	10億69百万円
3 遺骨収集事業等の推進	23億61百万円	→	30億04百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業	13億59百万円	→	13億61百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	7億55百万円	→	10億72百万円
(3) 海外公文書館の資料収集	23百万円	→	17百万円
(4) 遺骨の鑑定	1億91百万円	→	5億21百万円
(5) 遺骨・遺留品伝達	33百万円	→	33百万円

元年度予算

2年度予算案

4 戦没者慰霊事業等	5億86百万円	→	5億95百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費 ※国費負担参列遺族の増員（各都道府県55名→60名）	1億51百万円	→	1億63百万円
(2) 慰霊巡拝等	4億35百万円	→	4億33百万円
5 昭和館・しょうけい館事業	6億64百万円	→	7億53百万円
(1) 昭和館	4億80百万円	→	5億76百万円
(2) しょうけい館	1億84百万円	→	1億77百万円
6 中国残留邦人等の援護等	104億22百万円	→	99億86百万円
(1) 中国残留邦人等に対する支援等	102億51百万円	→	98億16百万円
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1億22百万円	→	1億10百万円
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	48百万円	→	60百万円

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	地域福祉課	総務係	河野	2853
2 ひきこもり支援について（就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえた施策の拡充）	地域福祉課	地域福祉係	村田	2859
3 生活困窮者自立支援制度の推進について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	櫻井	2231
4 生活保護制度について	保護課	総務係	加藤	2824
5 社会福祉法人制度改革について	福祉基盤課	法人経営指導係	左向	2871
6 福祉・介護人材確保対策等について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	高橋	2849
7 自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	氏家	2838
8 成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	企画調整係	栗原	2226
9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	福祉基盤課	予算係	服部	2864
II 援護関係				
1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付開始について	援護・業務課	給付係	小山	3426
2 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	山口	3452
3 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	事業課	調査第一係	中川	3482
4 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	酒井	3455
5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	山崎	3462
（参考）援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	安永	3404